

2025年  
11月15日  
(土曜日)  
13:30~16:00

# 介護保障を考える 弁護士と障害者の会 全国ネット

資料1頁から  
26頁

13周年オンラインシンポジウム

ウェビナー登録で誰でも無料視聴できます  
視聴には右のQRコードを読み込むか下記URLをクリックして無料登録してください  
<http://kaigohosho.info/>



第一部  
13:30  
~14:45

開会挨拶 共同代表 岩崎航

新しく共同代表に就任した岩崎航よりごあいさつ申し上げます。



上映会&トークショー (映画約12分・トーク約50分)

短編映画

『好きなところで好きな人と暮らしたい part2  
～24時間介護保障を求めて』日本ALS協会製作 監督宍戸大裕

ALS患者の小笠原元子さん主演のドキュメンタリー短編映画上映会&トークショーを開催します。  
トークショーでは、映画で伝えたい思いや障害とともに自分らしく生きることなどを対談頂きます。



監督 宍戸大裕 さん  
映画『杳かなる』などの  
ドキュメンタリー監督



主演 小笠原元子 さん  
前職、高校教師  
八戸で初の24H介護



コーディネーター  
弁護士 藤岡毅  
介護保障ネット  
共同代表

第二部

介護保障ネットの13年間の活動成果のご報告

14:45  
~16:00

介護保障ネットは障害者が24時間等の介護を受けながら生活する権利の実現を目指し活動しています

最新の全国各地24時間介護等のニュース (裁判含む) 報告

他では聞けない最先端の事例報告にご注目！

【後援】一般社団法人日本ALS協会

【主催】介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット

kaigohosho@gmail.com http://kaigohosho.info/

小笠原元子さん プロフィール



1983年 青森県青森市生まれ  
2006年 弘前大学教育学部卒業後、八戸市の私立高校の家庭科教師となる  
2016年 左手の脱力から症状が出る  
2018年 筋萎縮性側索硬化症(ALS)確定診断のち休職  
2024年 八戸市で初めて重度訪問介護の24時間支給が認められる  
同年5月より自薦ヘルパー制度の利用開始

現在はパートナーと愛犬2匹とヘルパーの介助を受けながら暮らしている  
『世界一静かに描く』をキャッチコピーに、視線入力パソコンで絵を描いたり画像編集を行い、SNS等で発表している  
また前職を活かし、高校や大学などで病気や障害をテーマとした講演活動も行っている

## プロフィール

宍戸大裕 (ししど・だいすけ) さん



映像作家。

学生時代、東京の自然豊かな山、高尾山へのトンネル開発とそれに

反対する地元の人びとを描いたドキュメンタリー映画『高尾山 二十

四年目の記憶』(2008年) をつくり、映像制作をはじめる。劇場公

開した監督作に、東日本大震災で被災した動物たちと人びとの1年8

ヶ月を見つめた『犬と猫と人間と2 動物たちの大震災』(2013年

公開)、人工呼吸器を使いながら地域で生活する人を爽やかに描いた

『風は生きよという』(16年公開)、自閉症と知的障害のある人が介

助者と地域で暮らすさまを映した『道草』(19年公開)、難病ALS

(筋萎縮性側索硬化症)に罹患した方の出会いと別れの日々を描いた

『杳かなる』(25年公開)がある。

クマと人が棲み分けながら生きられる世界を模索する映画制作の

ため、東京と岩手の2拠点で暮らしている。

# 介護保障ネット 13年間のあゆみ

2025年11月15日

介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット

弁護士・社会福祉士 坂本千花

# 1 「介護保障」とは

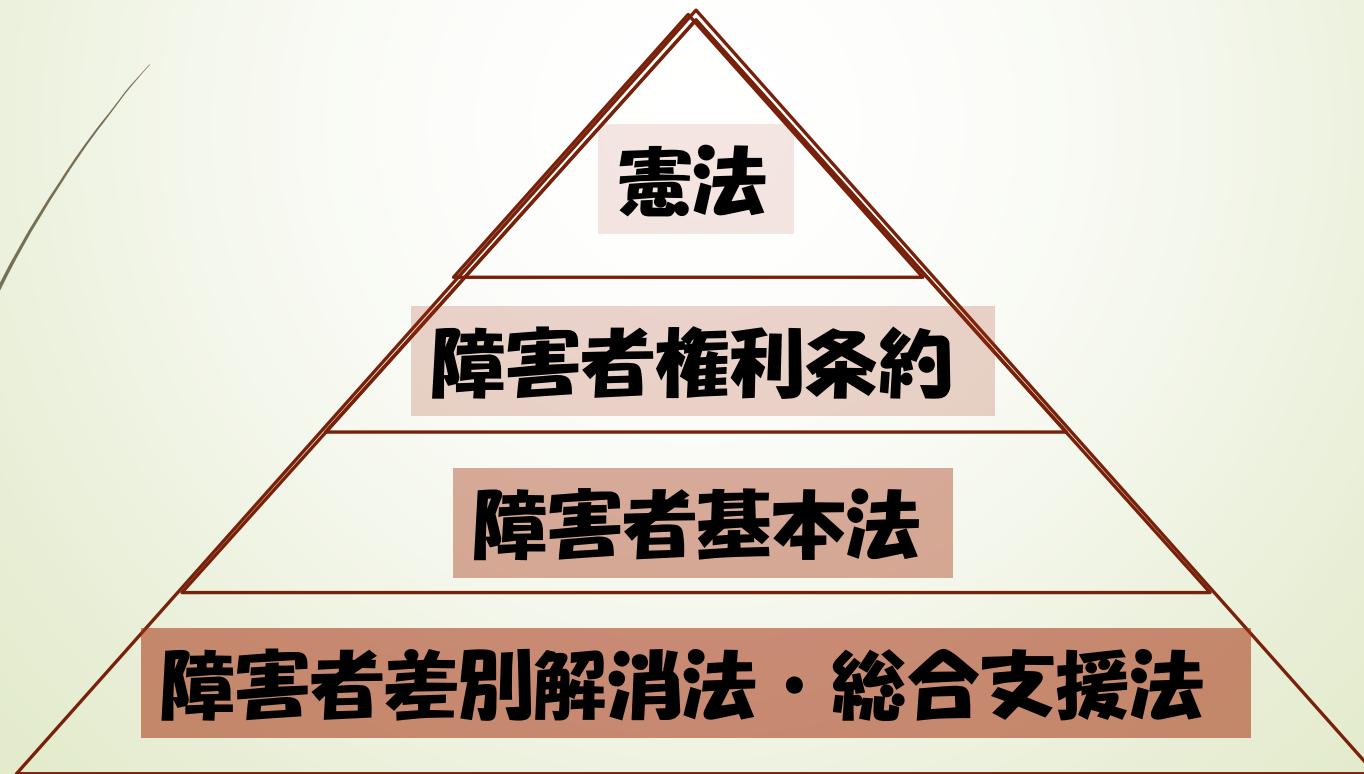
障害者が自分が住みたい地域で、尊厳を保って自分らしい生活を送るために必要な介護を受けられるよう支援する活動。

↓ つまり、

障害者総合支援法上の障害福祉サービスである「介護給付(自立支援給付)」を、本人に必要なだけ支給してもらうようすること。

# 公的介護を受ける権利の根拠

障害者が地域社会において障害のない人と平等に自己の選する環境で安心して生活をする権利は、憲法を始めとした法律で根拠付けられる。



## 2 介護保障ネットの発足

2012年11月30日



弁護士会館での発足集会の様子

### 3 介護保障ネットの活動

全国各地で介護保障を実現する。

↓ そのために

弁護士と支援者・障害者がそれぞれ知識と力を合わせて、行政と交渉する。

# 介護保障ネット13年間の成果

- ・13年間で、全国で60名以上の方を支援。
- ・2017年11月には、47都道府県すべてで、24時間／1日の支給量を達成。

↓ その秘訣…

●基本原理 ~個別即応の原則~

●活動スタイル ~申請一発主義~

## ▶ 基本原理

### 障害者権利条約19条 ～自立した生活及び地域社会への包容～

「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認める」と確認。



その上で「国が障害者の権利を守るために必要な措置をとるべき」と明言。

## ▶ 基本原理

### 障害者総合支援法 1条

「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる」ことが目的として明記された。



個人の尊厳にふさわしいとは言えない処分は、障害者総合支援法の趣旨に反して違法になる。

cf. 障害者自立支援法

「自立した日常生活又は社会生活…」

## ▶ 基本原理

### 介護支給決定における個別即応の原則

「法は、障害者の個別勘案事項調査を基にいかなる支給量を定めるかにつき、各障害者ごとに個別に判断することを求めているものと解するのが相当地ある。」

↓ つまり、

障害者の事情は千差万別であり、介護保障は定型的・抽象的な枠で決めてはならず、個別ニーズに即した必要な支給量が保障されなければならないという原則

## 介護保障ネットの活動スタイル

審査請求や取消訴訟・義務付訴訟の法的手段をとるのではなく、介護給付の申請をする段階から弁護士が代理人として市町村と交渉する。

↓ 俗に

「申請一発主義」と呼ぶ



# 「申請一発主義」の心得

## ①説得力のある資料を提出する

- ・ヘルパーの介護日誌
- ・写真や動画による報告書
- ・医師の診断書
- ・ヘルパーの陳述書
- ・家族の陳述書

# 「申請一発主義」の心得

## ②明確な理論武装をする。

### <総論>

- ・障害者が介護を受ける権利の根拠

### <各論点に関する主張>

- ・「見守り」時間の介護の趣旨
- ・家族への介護強制の不当性
- ・介護保険との併給調整



## 最近の傾向・課題

- ・ **介護保険との関係(65歳問題)**
- ・ **同居の家族がいる場合の支給量**
- ・ **申請却下決定の際の理由付記の不備**
- ・ **深夜帯における介護の扱い**

## 高額の補装具費（電動車いす）の支給が認められた事例

2025年11月15日

採 澤 友 香

## 1 本人の身体状況等

- ・頸椎損傷による四肢体幹機能障害（座位保持不可、左上肢を動かすことが多少可能、手指を動かすことはできない）
- ・ヘルパーによる常時介護
- ・会社やNPO法人の代表を務め、遠方出張も含めた外出が多い

## 2 必要な電動車いすの機能

- ・電動リクライニング（～170度）、電動ティルト（～50度）



- ✓ 自律神経障害による低血圧の予防、回復
- ✓ 除圧による褥瘡予防
- ✓ 導尿の際の安全確保

- ・ひじで操作できるスイッチ



- ・傾斜のある道路でまっすぐに走行する機能



- ・本体とバックサポートの安定性



### 3 支給決定までの経緯

#### ●前回申請時（2012年） 電動ティルト式（約113万円）

（主な理由）

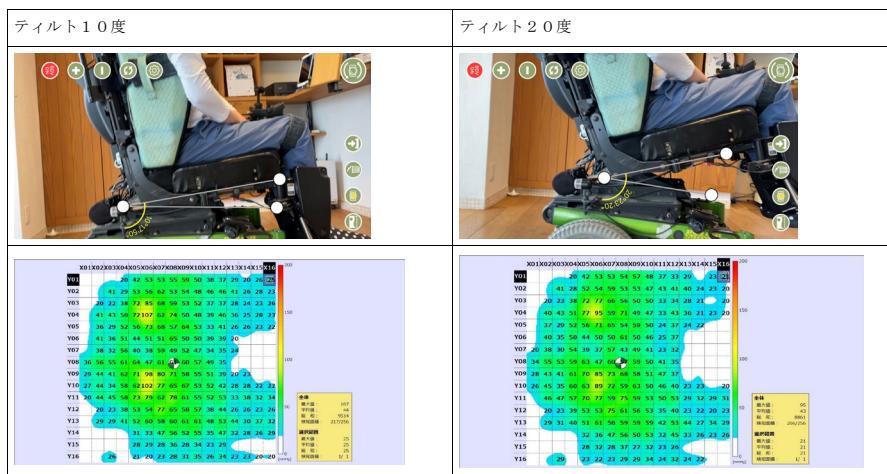
- ・外国製車いすが認められた前例は、体重100kg以上、耐荷重の点で国産の規格では問題があるというケースのみ。
- ・電動リクライニングが認められるのは介助者にも障害があり手動でのリクライニングができない場合のみ
- ・電動リクライニングでは身体がずれるので褥瘡になる危険がある  
→電動リクライニング機能等を自己負担で付加

#### ●今回申請（2023年7月） 電動リクライニング電動ティルト式（約400万円）

（重点的に主張した内容）

- ・ヘルパーではなく自分で即座に操作できなければならないこと（=リクライニングもティルトも電動でなくてはならないこと）
- ・その機種のみに備わる機能・性質（角度、走行の安定性、スイッチ操作など）がなければ生活が立ち行かなくなること

ティルト角度による体圧の比較



#### ●手続の流れ

- ・申請書類として、診断書、写真撮影報告書等の資料を提出したほか、2024年4月までに、県からの質問に回答する形で5通の補充書面（+資料）を提出した。
- ・2024年12月、県の実地判定
- ・2025年4月、本人の申請を満額認める支給決定

## 資料6 事例報告2 吉川市訴訟

### 事例報告3 吉川市ALS訴訟

2025年11月15日

徳田玲亜

#### 1 本人の状況

吉川市内在住、妻と子ら3人と同居。

2014年ごろに初期症状が現れる。

2015年6月にALS（筋萎縮性側索硬化症）と診断される。

弁護団でご相談を受けた2018年当時、ご本人は独力で立ち上がるこ  
と、歩くこと、腕や手を動かすことは不可能であり、右手の人差し指をわざ  
かに動かすことしかできない状況にあり、日常生活上のあらゆる動作につい  
て、ヘルパーによる介護を必要としていた。

重度訪問介護が認められていなかったため、ご本人は自費で介護を入れて  
いた。

コミュニケーションには、文字盤とiPadを利用していた。

#### 2 経緯

2018年5月18日 重度訪問介護 50時間/月

2019年1月24日 支給変更申請

4月12日 本人自宅にて勘案事項調査が実施される  
市職員による暴言「これって時間稼ぎですか」

4月16日 記者会見

4月17日 吉川市長 謝罪

4月25日 373時間/月に変更する決定

11月12日 気管切開

12月27日 413時間/月に変更する決定

2020年10月 原告離婚

11月 近隣市に転居 同市では768時間/月を支給

2021年9月3日 704時間/月を求めてさいたま地裁に提訴

2024年5月8日 さいたま地裁判決

2025年7月8日 東京高裁判決

#### 3 弁護団の活動

介護支給量の変更を求めて、2019年1月から4回ほど審査請求を行う  
が、請求が認められなかったので、2021年に吉川市を提訴。

訴訟では、介護の詳細がわかるように多数の写真撮影報告書、ヘルパーの陳述書、妻の陳述書等を証拠として提出したほか、裁判官にご本人の状況を理解してもらうため、第1回口頭弁論期日ではご本人の文字盤を使った意見陳述を実施。

### 4 判決

#### (1) さいたま地裁判決 (賃金と社会保障 2024年10月上旬号 66頁)

##### 【行政訴訟】

重度訪問介護の時間数を月413時間⇒月605.5時間に増量義務付け

##### 【国賠】

①支給時間の不当 133万7455円の賠償

②暴言に対する慰謝料 5万円の賠償

(主な争点) 自治体が家族の介護可能な時間数を決め、その時間数を控除して  
介護支給量を決めることが許されるか。

(裁判所の判断) 民法上の夫婦間の協力義務に介護が含まれるという判断をし  
た上で、家族の介護可能な時間数の控除は許されると解釈さ  
れた。

#### (2) 控訴審判決 (2025年7月8日東京高裁) 双方上告なく確定済

##### 【行政訴訟】

双方の控訴棄却で支給時間認定に関する一審維持 (勝訴)

##### 【国賠】

①一審の支給時間不足に関する賠償を取消し (敗訴)

②暴言に対する慰謝料を5万⇒30万円に増額 (勝訴)

(主な争点) 自治体が家族の介護可能な時間数を決め、その時間数を控除して  
介護支給量を決めることが許されるか。

(裁判所の判断) 控訴審も家族の介護可能な時間数の控除は許されると解釈さ  
れたが、他方で、民法上の夫婦間の協力義務に介護が含まれ  
るかどうかの判断は避けられた。

## 事例報告 沖縄県那覇市

### 1 本人の状況

60代の女性

肢体型筋ジストロフィーで、四肢、頸部及び体幹に麻痺と筋力低下がある  
(指先程度しか動かすことができない。)

電動車いす利用。

2005年から非侵襲的陽圧呼吸 (NIPPV) で人工呼吸管理を行っている。

沖縄県内の病院に11歳から入院している。

### 2 経緯

2024.11 自立生活センターが支援し外出し自立生活に向けた準備を開始。

※重度訪問介護 18時間/月 ※病院からの外出のため

2024.11 那覇市内でアパート賃貸契約

自立生活センターの支援で、重度訪問介護 835時間/月のプランを提出

2024.12 自立生活センターから介護保障ネットの運営委員である長岡弁護士に、交渉についての相談

→現地弁護士（元々自立生活センターと関わりあり）+介護保障ネットのアドバイザーブリッジ2名（長岡・高野）で支援することになった。

2025.4 重度訪問介護 30時間/月（移動介護加算）

### 3 弁護団の活動

2025.2.21,22 本人ヒアリング

本人の病院で、本人、アドバイザーブリッジ2名、相談支援専門員、自立生活センター、看護師等での打合せ

本人の状況、具体的な介助の必要性、動作などを確認。

医師診断書の内容・作成の段取りについて確認

※同時並行で、那覇市の支給決定基準・本人のサービス内容について確認  
遠隔からのサポートのため、支給決定基準の情報公開請求や個人情報開示請求  
などは、自立生活センターに動いてもらう。

## 資料7 事例報告3 沖縄市那覇市事例

2025.5.14 那覇市に対し、受任通知発送

障害福祉課と事前交渉し、申請日を調整し、課長・サービス長らとの面談日程を確保した上で、送付。

2025.6.4 市役所に申請書提出、相談支援専門員からサービス等利用計画案提出

本人、支援者、弁護士、相談支援専門員が市役所へ

〈申請内容〉

重度訪問介護 806 時間/月 (24 時間/日 + 移乗・排泄介助のための二人介助 2 時間/日)

〈添付資料〉

- ・本人陳述書
- ・医師意見書 (従前の支給決定時のもの)
- ・診断書 (現在入院中の病院の医師が作成した、現時点のもの)
- ・動画 (移乗、排泄、体位調整の様子を撮影したもの)
- ・動画説明書 (シーンごとに動画の静止画を切り抜き、動作の説明の文をついたもの)
- ・従前の支給決定時の資料
- ・他県での重度訪問介護の支給決定状況を一覧にしたもの
- ・他県の重度訪問介護利用者の受給証 12 通

2025.6 市の担当者から相談支援専門員に計画の内容変更について連絡

「排泄介助を 1 日当たり二人体制 (30 分) × 4 回と申請している部分について、ヘルパー利用が 1 時間単位のため、30 分では算出しにくいのでは? 40 分以上のケアが必要なら 1 時間での算定になるが?」

⇒ 余裕を持って排泄できるように、できるだけ慌てずに心地よい状態でケアしてもらいたいという本人の希望あり

↓

30 分から 1 時間に申請を変更する。

重度訪問介護 868 時間/月 (24 時間/日 + 二人介助 4 時間/日) に変更申請

弁護団からも合わせて訂正・補充説明書を提出

2025.7 弁護団から進捗等確認

勘案事項調査は行わないとのこと

## 資料7 事例報告3 沖縄市那覇市事例

2025.8.21 市の担当から連絡。

「審査会を開催した。特に追加の確認事項もなかったので、申請どおりに認められるだろう。ご本人の那覇市への転入はいつ頃になるか？」

↓

相談支援専門員と市の担当が調整し、那覇市へ引っ越しする日が確定次第、その日付で決定をすることに。

ヘルパー事業所、訪問看護事業所等との調整を経て、10/21に引っ越し予定。

2025.10.21 アパートへの引っ越し

那覇市への転入と同時に、希望どおりの重度訪問介護の支給決定

### 4 現在の生活のようす

《ご本人と支援者からお願ひします》

## 出版本のご案内

# 支援を得てわたしらしく生きる！

24時間ヘルパー介護を実現させる障害者・難病者・弁護士たち

「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」編

（山吹書店）2200円 ぜひ、ご購入下さい。

支援を得てわたしらしく でネット検索を



## カンパを募集しています！

「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」は  
皆様からのカンパ財源のみで運営されています

当会の活動の意義を理解頂ける方は下記口座に可能な額を  
お振込みのほど宜しくお願ひ申し上げます。

### カンパ振込先

みずほ銀行  
神谷町（かみやちょう）支店  
普通 No. 1337771

「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」

## 字幕のご案内

音声認識で字幕を表示しながら、誤変換をオペレーターが修正します。  
画面上のほかに、3種類の見る方法がございますので、見やすい方法をお選びください。

### A: UDトークアプリで見る方法

QRコードを読みこみます。



「トークに参加する」をタップしてください。

### B: ウェブブラウザで見る方法

以下のURLをクリック、またはウェブブラウザのアドレスバーに貼り  
Zoom画面の下や横に配置ください。

<https://live.udtalk.jp/851c2deaf672e7df6fc8b4295e18f299c37560ba22dd499ea08e64bf793cdfb9>



フォントの大きさなど  
見やすいように  
設定できます

### C: Zoomの通訳画面で見る方法

Zoomの「通訳」ボタンから「日本手話」を選択してください。  
ポップアップで字幕画面が表示されます。  
画面の位置や大きさを変更できます。

